

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長 ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。  
本日は、2月定例会で報告を行います、議員定数問題等調査特別委員会報告書について御協議願うため、お集まりいただきました。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力をお願いいたします。

##### 1. 委員会報告書について

弘田委員長 初めに、特別委員会報告書についてであります。  
本委員会が付託を受けました、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数の調査検討につきましては、前回までの委員会で協議をすべて終了し、委員会としての結論を得ることができました。これを受け、この特別委員会の報告を2月定例会の開会日に行いたいと思います。  
つきましては、これまでの検討・協議の経緯等を踏まえ、委員会報告書の案を作成しておりますので、本日はこれを基にして協議を進めていきたいと思います。  
それでは、報告書の1ページから順に御意見をいただきながら、調整してまいりたいと思います。  
まず、1ページを書記に朗読させます。

書記 それでは、1ページ目から朗読させていただきます。  
令和4年 月 日 高知県議会議長 森田英二様 高知県議会議員定数問題等調査特別委員会委員長 弘田兼一  
議員定数問題等調査特別委員会報告書  
都道府県の議会の議員の定数の決定は、平成23年4月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の自主的な判断において、条例で定めることとされている。また、平成25年12月の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の改正により、都道府県議会の議員の選挙区については、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされている。さらに、令和2年10月に行われた国勢調査の結果から、県人口の減少が一層進んでおり、また地域間の人口の偏在が進んでいることも明らかになった。  
このため、令和3年6月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。当特別委員会は 回にわたり委員会を開催し審査を重ね、総合的に調査検討を行ってきた。  
以下、その調査結果について報告する。

弘田委員長 何か御意見はございませんか。

(なし)

弘田委員長 特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願います。

(了承)

弘田委員長 次に、2ページからの「I これまでの検討経過等」ですが、「1」から「9」ま

## R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

書記

では前々回までの議員定数問題についての協議の概要であり、前回の委員会報告書にも記載されておりますので、朗読は省略しまして、書記から要点の説明をさせます。

それでは、2ページの「これまでの検討経過等」について御説明いたします。

県議会の議員の数については、公職選挙法第15条第8項において、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定されており、人口比例によることが原則となっております。県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数については、これまで国勢調査の結果などを受け、この原則を基に見直しが行われてきました。以下、「1」から「9」までを説明いたします。

「1」につきましては、昭和60年の国勢調査の結果では、人口比例の原則による選挙区別議員定数の試算は「1増1減」となりましたが、ただし書きを適用し、議員定数は変更しないことを内容とする議案が可決し、選挙が実施されました。

「2」につきましては、平成2年の国勢調査の結果では、1の問題に加え、室戸市・東洋町選挙区と安芸市・芸西村選挙区の人口が逆転していることが明らかになり、人口比例の原則に基づく「1増1減案」が提案されましたが、否決され、選挙が実施されました。

「3」につきましては、平成7年の国勢調査の結果による試算は「2増2減」となり、また公職選挙法の改正に伴い、衆議院の小選挙区制で分区された各区域を1つの選挙区とすることも可能となり、新たな問題が生じました。これを受け、議員定数42人を1人削減し41人とすることを内容とする議案とともに、室戸市・東洋町選挙区の定数2人を1人減とし1人とすること、土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市選挙区とし、宿毛市・大月町選挙区を宿毛市・大月町・三原村選挙区とすること、高知市選挙区、須崎市選挙区、吾川郡選挙区、高岡郡選挙区については、ただし書きを適用し現行どおりとする議案が提案、可決され、選挙が実施されました。

「4」につきましては、平成12年の国勢調査の結果による試算は「2増2減」となり、また新たに土佐郡選挙区が強制合区の対象となることが明らかになりました。また、自治法が改正され、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることとされました。これを受け、議員定数は引き続き41人とすることとし、土佐郡選挙区は公職選挙法第271条第2項の規定を適用して1選挙区とし、高知市選挙区、須崎市選挙区、高岡郡選挙区については、ただし書きを適用し現行どおりとする議案が提案、可決され、選挙が実施されました。

「5」につきましては、旧合併特例法の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、法定協議会が設置され、協議が進められておりました。これは、選挙区別議員定数の変更要因となることから、旧合併特例法第15条の「都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」について調査検討が行われた結果、次の一般選挙には旧合併特例法を適用しないが、次の一般選挙までの間に行われる補欠選挙には適用し、従前の選挙区によることとなりました。これを受けて、議案が提案、可決され、平成16年11月には補欠選挙が実施されました。

「6」につきましては、平成17年の国勢調査の速報値による試算は「3増3減」となり、並びに土佐郡選挙区が強制合区の対象となることが明らかになりました。また、土佐市選挙区と香美市選挙区の人口逆転が明らかとなったほか、議員の定数の削減も検討が行われました。その結果、定数41人を2人削減し39人とすること、また土佐郡選挙区と長岡郡選挙区を合区して1人削減し定数1人とし、須崎市選挙

#### R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

区を1人削減し1人、高知市選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区、高岡郡選挙区はただし書きを適用し現行どおりとすることを内容とする議案が提案、可決され、施行されました。なお、新合併特例法に規定する都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例の適用については、平成19年4月の選挙において選出された議員で協議することとされました。

「7」につきまして、高知市と吾川郡春野町が平成20年1月1日に合併することとなり、新合併特例法第21条第1項に基づく特例条例の制定について検討が行われ、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り、従前のおりとすることを内容とする議案が提案、可決され、施行されました。

「8」につきまして、平成22年に国際調査が行われましたが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の附則により、平成23年1月1日までに国勢調査の結果による人口が官報で公示されなかった場合は、県の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができるとされました。これを受けて、平成23年4月の一般選挙については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることを内容とする議案が提案、可決され、議員定数などの変更は行わないまま選挙が実施されました。

「9」につきまして、平成23年4月の自治法の改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は条例で定めることとされました。また、平成22年の国勢調査による試算は「2増2減」となったほか、公職選挙法の改正により、郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、選挙区の見直しについて検討が行われました。その結果、議員定数39人を2人削減し37人とすること、土佐市選挙区を1人削減し定数1人に、高岡郡選挙区を1人削減し定数3人に、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区はただし書きを適用し、現行どおりとする議案が提案、可決され、施行されました。

なお、公職選挙法の改正に基づく抜本的な選挙区などの見直しについては、次の機会に委ねることとされました。

以上です。

弘田委員長

それでは、「1」から「9」までは説明のあったとおりですので、案文のとおりで御了承願います。

(了 承)

弘田委員長

次に、5ページの「10」は、前回の特別委員会の協議の概要であり、今回新たに記載するものです。

書記に朗読させます。

書記

平成27年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。また、前回の特別委員会の「抜本的な選挙区等の見直しが必要で、その際には第三者からの意見を聞きながら協議を行う必要がある」との申し送りにより、地域を代表する関係町村長の意見も聴取しながら検討が行われた。

その結果、県議会議員の定数は引き続き37人とした上で、平成29年6月定例会

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

に、高岡郡選挙区を中土佐町・檜原町・津野町・四万十町選挙区（定数2人）と佐川町・越知町・日高村選挙区（定数1人）に分区し、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成31年4月の選挙から施行された。

以上です。

弘田委員長

何か御意見はありませんか。

（なし）

弘田委員長

特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願います。

（了承）

弘田委員長

次に、6ページからの「Ⅱ 特別委員会の検討課題」です。  
書記に朗読させます。

書記

#### Ⅱ 特別委員会の検討課題

県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数について調査検討するに当たり、検討課題を次の7項目に整理した。

##### 1 議員定数について

令和2年の国勢調査の確定値で高知県の人口は69万1,527人となり、平成27年の国勢調査と比べ、この5年間で3万6,749人の減少となった。

自治法第90条第1項の規定により、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることができるため、選挙区等の見直しと併せて議員定数を何人とするのかについても検討する必要がある。

##### 2 選挙区について

公選法第15条第1項の規定により、選挙区は①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされているため、選挙区の在り方をどう考えるのか検討する必要がある。

##### 3 強制合区について

公選法第15条第2項の規定により、選挙区の人口は議員1人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないとされており、その条件を満たさない選挙区がある場合は、隣接する市町村との強制的な合区について協議する必要がある。

##### 4 市の区域の任意合区について

公選法第15条第3項の規定により、一の市の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは隣接する市町村と合区することができることとされており、該当する市を含む選挙区における任意の合区を行うか検討する必要がある。

##### 5 町村の区域の単独選挙区について

公選法第15条第4項の規定により、一の町村の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは1選挙区とすることができるとされており、この規定を適用し

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

ている選挙区を引き続き単独の選挙区とするか検討する必要がある。

##### 6 衆議院小選挙区特例について

公選法第15条第5項の規定により、一の市町村が衆議院小選挙区により2以上の区域に分かれている場合は、分かれた各区域を市町村の区域とみなすことができるとされており、該当する市町村を分区するか検討する必要がある。

##### 7 ただし書の適用について

公選法第15条第8項の規定により、選挙区ごとの議員定数は人口に比例して条例で定めなければならないとされている（人口比例の原則）が、同条同項では「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」として例外を容認している。このため、人口比例の原則によって導き出される選挙区ごとの定数に対し、この「ただし書」を適用するかについて検討する必要がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

以上です。

弘田委員長

何か御意見はありませんか。

(なし)

弘田委員長

特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願います。

(了承)

弘田委員長

次に、7ページからの「Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要」です。少し長いので前半、後半に分け、まず7ページの「Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要」から8ページの「6 衆議院小選挙区特例について」までを書記に朗読させます。

書記

### Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した各項目についての審査内容等の概要は、次のとおりである。

なお、検討を進めるに当たり、「1 議員定数」については、県議会全体の定数の議論の前に郡部の声が届きにくいこと等の課題について議論すべきとの意見があり、また「7 ただし書の適用」については全体の定数と選挙区の結論が得られてから協議する必要があったため、まず2から6までの項目を検討し、次いで1の項目、最後に7の項目の順に検討することとした。

#### 1 議員定数について

議員定数については、これ以上定数を減らすと常任委員会での議論が深まりきらないことや、全会一致で国に提出した「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書」において「人口を基準に議員定数を決定するのであれば地方選出国會議員は減少し、地域の民意が国政に届かなくなる」と訴えたこととの整合性から、今の定数を維持する、あるいはこれ以上減らすべきではないとの意見が全ての会派から出され、現行のとおり37人とすることで一致した。

#### 2 選挙区について

選挙区については、平成25年の公選法改正により郡の制約なく見直すことができるようになっていたことを踏まえて検討を行い、次のような意見が出された。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

(1) 現行のとおりとする。

(その理由)

・抜本的な改革となれば地元の市町村長や議会、住民の意見を聞くべきと思うが、現在のコロナ禍、また次の一般選挙まで時間がない中で、そうした議論ができる状況にない。

・今後、人口が減少する中で、強制合区を含めた抜本的な見直しの議論が予測され、時間的な余裕も必要。

(2) 黒潮町選挙区を四万十市選挙区と合区する。

(その理由)

・黒潮町は公選法第15条第4項の規定で単独町村選挙区とすることができるとなっているが、1人区の解消の観点からこれを見直すべき。

上記意見のうち(2)に対しては、人口が議員1人当たりの人口の半数を切っていないこと、また黒潮町は大方町と佐賀町が合併してできたという経緯を考え、現行どおりとすべきとの意見があった。また、議論の中で(2)の意見を述べた委員から、短期間で住民の理解が得られる状況ではなく、1人区の問題は部分的な改良では解消しないとの考えが示された。

これらの意見を踏まえ、下記「5 町村の区域の単独選挙区について」と一括して協議した結果、選挙区については今回は現行のとおりとすることで一致した。

##### 3 強制合区について

今回は対象となる選挙区がなく、検討課題から除外した。

##### 4 市の区域の任意合区について

今回は室戸市、安芸市及び土佐清水市の人口が議員1人当たりの人口に達していないため、新たに任意の合区を行うかについて検討を行い、現行のとおりとすることで一致した。

##### 5 町村の区域の単独選挙区について

黒潮町選挙区が該当しており、上記「2 選挙区について」と一括して検討を行った。

##### 6 衆議院小選挙区特例について

高知市が該当しており、分区をするかについて検討を行い、一つの市を分区することは考えるべきではないとの意見が出され、現行のとおり分区をしないことで一致した。

以上です。

弘田委員長

何か御意見はありませんか。

梶原委員

この8ページの項目で言えば、「2 選挙区について」の(2)のところと、また後にも出てくるんですけど、この文言の中で共産党の意見なんですけど、「1人区の解消の観点からこれを見直すべき」と、実際そういう感じの御意見もおっしゃられたんですけども、その下には逆に共産党からもまた言われている、「短期間で住民の理解が得られる状況でなく、1人区の問題は部分的な改良では解消しない」というふうになっています。決してこの委員会で、1人区に対して1人区自体を解消すべき課題かどうか、さらに1人区自体の弊害がどこにあるのか、まだ決して議論をしているわけではないし、私たちもそれはもう抜本的な改革と併せて議論すべきだというふうに言ってますので、共産党の「1人区を解消すべき」という意見は、意見でぜひおっしゃっていただいても構いませんが、この「1人区の解消の観点から」

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

という言葉が、今回もまた次も何回か出てくるんで、あまりその「解消の観点」という言葉で、それに対する何ていうか文言が、委員会自体で1人区自体に現時点で課題があつて、それを解消すべきって、ある一定のラインに立ってるような、誤解というか齟齬ができません。

1人区を解消すべきというのは共産党の意見で、その意見に基づいて合区とするという意見を出されたというような文言に変えていただいたほうが、なかなかこう1人区の解消自体を私たちがもう既にしなければならないという前提に立ったかのような、後の報告書だけ見ればなりかねませんので、そこの文言をぜひ正副委員長で、もう少し煮詰めていただければと思います。

弘田委員長

共産党、御意見ありますか。

塚地委員

ここは、議論の経過を書くべきところなので、議論の経過としてやっぱりそこは書いていただかないと議論した意味がなくなるんで、文言として置いておくべきじゃないかと私は思います。

梶原委員

ぜひ、それを共産党がそういう意見ということを残していただいていた方がいいんですが、「解消の観点から」と言われれば、それに対してこの委員会で議論してるわけでもないし、それを書かれるなら、私たちもそういう意見じゃないですよということを、またつけ加えてもらわんといかんようになります。

弘田委員長

分かりました。塚地委員の意見も分かりますので、まだこの部分についてはこの委員会で結論を出したわけじゃないので、両方の意見があることが分かるような形で、きちんと記載をするというふうなところでどうでしょうか。

塚地委員

それは構いませんけれども。

大石副委員長

委員長と相談した時に、7ページの「2 選挙区について」の下に、「次のような意見が出された」というところで作ったので、意見の一つとして載せたというのはそうなんです。ただ、梶原委員が言うように、それはちょっと誤解を生むようなことであれば、あれですけど。

梶原委員

先ほど、副委員長が言っていたように、「1人区の解消の観点」という言葉が突然出てきたら、その「解消の観点」とは何ですかという説明がないまま、1人区は解消しなければならないという、ある一定前提に立ってるかのような認識を報告書文案だけにすれば与えかねないということを私は言っています。ですから、意見は意見でももちろん、共産党が1人区は解消しなければならないという意見は意見で結構ですし、そのことを発言したことも言っていたきたい。もちろん報告書に載せてもらって結構なんですけれども、その「解消の観点」と言われるのは、逆に私たちは1人区は今すぐ解消すべき課題かどうかじゃないという意見も、そのことも抜本的に議論すべきっていうそこも今度は載せていただきたいという話になるので、ここがもう少し伝わりやすく一何か、正副委員長でいい文言ないですかね。

塚地委員

どういう誤解を与えますかね。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- 梶原委員 先ほど言ったように、ある一定この特別委員会の中での議論を踏まえて、1人区は解消すべきという認識に立ってるといふ、文言だけで見ればそうともとれるということ。
- 塚地委員 そういう意見があったという紹介ですよ、ここはね。
- 梶原委員 それを解消するには、「解消の観点」というのは何ですかということも書くなら説明してもらわないといけないし、逆に同じ共産党の意見で、下には逆のことも書かれていますよね、意見も言われていますよね。「短期間で住民の理解が得られる状況ではなく、1人区の問題は部分的な改良では解消しない」と。ですから、解消すべきかどうか、解消すべき課題かどうか、ここの委員会で話はしてませんので。これだったら、解消をすることが前提になってますんで。だけど、そこで委員会の議論をもう少し詳しく書いていただくのか、どなたが報告書を見ても、この委員会全体で1人区はもう解消すべきという論点に立ってるといふわけではないというのが分かりやすい、どちらかの説明を、もう少しつけ加えていただきたい。
- 弘田委員長 意見はですね、その部分は各会派で分かれていますので、共産党からはこういう意見が出て、そうではない意見も片方ありますよというふうな、議論が整っていないことが分かるように、ここの部分に加えていくと。
- 大石副委員長 黒潮町選挙区を四万十市選挙区と合区をするという話は、共産党からしか出ていない話なので、それをどう表現するか、ちょっと難しいかもしれない。
- 梶原委員 委員長、それに対しては、今回合区をするという、そういう抜本的な改革にはもちろん時間も足りないし、住民の理解も得られないから今回議論すべきではないということも、ほかの会派全て意見として言っていますので。
- 大石副委員長 それは、その上に一応書いてるんです。
- 塚地委員 ですよ。
- 梶原委員 特に、その「1人区の解消」の、ここをもう少しこう、その文言だけ見て皆さんがもう少し詳しく分かりやすく。
- 弘田委員長 分かりました。
- 塚地委員 つまり、1人区の解消の必要性についての中身、私が1番最初にお話をした1人区では多様性が確保できない、しづらいという問題ですとか、半数近い意思が反映されなくなるという問題ですとか、1人区が抱えている問題、小選挙区の問題っていうのは、最初の段階で私は一応この場でも発言をさせていただいていますんで、その理由を書き込んでくださるやったら、それはそれで私としてはありがたい話ではありますけど。梶原委員が言っているのは、委員会全体が1人区の解消の観点を共有しているように聞こえるっていうことをおっしゃってるんですよ。
- 梶原委員 報告書の文言を見ればそうともとれるし、実際で言えば、1人区の解消を、その



#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

解消ということは、解消する時点で全然例えが変わりますけれども、例えば参議院の合区なんかは、私たちはもう明確に参議院の合区には弊害があるので解消しなければならないという主張をしています、実際県議会の選挙区の1人区に対してそれだけの、明確に今の時点で解消しなければならないという意見ではないし、委員会全体の会派の意見で言えば、共産党が1人区の解消は言われましたけれども、ほかの会派はあまりその1人区の解消すべきことかどうかも、まだ議論のたたき台にはのってないわけですから。その辺を、共産党がこういう意見を出されたということも書いていただいて結構ですし、それなら逆に大勢のほかの会派は、その1人区自体にどういう制度に弊害があるかどうかも含めて、それはもう抜本的に次期特別委員会でやるべきだと、そこもしっかり載せていただきたいと。

弘田委員長           ここは、議論をまとめないといけないので、こういう意見が両方にあったということが明確になるように、この報告書に記載すると。それは、委員長と副委員長にお任せいただきたいんですが、それでよろしいでしょうか。

大石副委員長       ただ、ここ経過のところなんで、議事録に載ってないことは載せられないので、発言してないことについて我々が特別つけ加えることはできないので、そこだけちょっと御理解をいただきたい。

梶原委員           1人区は、もうきちんと抜本的に議論すべきだということで、私は発言しています。

大石副委員長       そうですね。

弘田委員長       今、議論が深まってないということですね。

塚地委員           申し送りの部分に、そこを書き込んでいただけるということで、今梶原委員もおっしゃったように、1人区がいいのか悪いのかっていう根本問題も議論を深めるべきなんだっていうお話なんで。なので、それを最後の部分の申し送りー先に進んだらあれなんですけどーのところに書き込んでいただけたら、ここの部分の書きようについては、委員長、副委員長への一任で結構でございます、私のほうとしては。

弘田委員長       議論を深めるということですね。

塚地委員           はい。

弘田委員長       次に進めようか。

塚地委員           はい。

弘田委員長       今、それぞれ議論があったわけなんですけど、ここの記載については、委員長、副委員長に一任をいただきまして、今の書記から説明のあったページについては、少し修正を加えるというところで、御了承願います。

大石副委員長       一応確認なんですけど、そういう意味ではこの(1)(2)の後、「上記意見のうち」

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- というところが委員会としての一つの最後の報告、そこで（２）に対しての意見の中で、議事録をもう１回聞き返してみますけれども、１人区の解消などについては議論が深まっていないという意見が出される—意見があるとか、そういうことが入れば、なおいという感じですか。（１）（２）というのは、それぞれのある種、議事録みたいなものなんですよ。
- 塚地委員                    そうですよ。
- 大石副委員長              「上記意見のうち」というところが、取りまとめのところになるので、そこにさっき梶原委員が言ったような誤解を生まないように表現をつけ加えれば、それでよろしいですか。（２）に対しての、ほかの委員からの意見というところで。あくまでも（１）（２）は、もう議事録というか、それぞれの委員が言ったことを単に載せているだけということなので。
- 塚地委員                    （２）の、最初の部分の私が言った部分以外のところで、何か１人区については抜本的議論が必要なんですよという、おっしゃった文言があれば—。
- 大石副委員長              「上記意見のうち（２）に対しては、現行どおりとすべき意見があった。また」ぐらいのところをつなげて、１人区の解消については議論が深まっていないみたいな意見がもしあれば、そこに入れておけば、それでよろしいですね。
- 塚地委員                    ということを書いておられたら、そういうふうに書いていただいたらいいかなとは思いますが。
- 梶原委員                    いや、言われたように、共産党が１人区を解消しなければならないという考えの下に意見を言われてますので、どこかでは紹介してあげたらいいと思うんですけど、私たちの認識は、１人区の問題も強制合区の対象になる所もいろんなことも含めて、その制度の抜本的改革を次にきちんと議論するということですから。私たちの認識は、特に１人区だけを取り上げたわけじゃなくて、全体的な改革自体は、もう次期の検討事項にかなりしなければならぬと、その中の一つでもありますので、やはりその「１人区の解消」という言葉を、どこかで紹介されたいというのであれば、委員長のほうでどこかへは載せて紹介したらいいと思うんです。
- あまり、「１人区の解消」という言葉が何回も出てきたら、先ほど言ったように、委員会自体がそれを議論してるかのような、ちょっとその誤解を生む表現は、本当の審議の内容に合わせてほしいと。ですから、「１人区の解消」という言葉を、どこかにどうしても入れてくれと言われるのであれば、委員長、副委員長の調整の下、実際発言をされてるわけですから、どこかへ入れたらいいと思うんですけど。
- 塚地委員                    どこかへではなくて、ここでいうと黒潮町の選挙区問題をどうするのかっていう議論の中で、このことを私は申し述べたので、議事録としてここへ載せてくださってるんで、どこかへ載せてほしいんじゃないかと、ここでの議論なので。
- 梶原委員                    であるならば、その「１人区の解消の観点」という言葉自体を、もう少し丁寧に説明をしてください。私たちは、１人区を今の時点ですごく弊害があって解消すべき問題と認識してないので、これだけだったら分かりにくいという。これに対す

#### R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

- る説明と、もう少し詳しい、見られる方が見て分かるような詳しい説明もつけ加えてほしいということ。
- 塚地委員 なるほど。
- 弘田委員長 「1人区の解消の観点」と言い切ってしまうと、この委員会で解消しなければならないというふうに、委員会の合意であるみたいに思われるというのが梶原委員の意見ですね。ですから、まだこの解消については、この委員会の一致した意見ではないので、そこが分かるような形でお伝えをしないといけないのじゃないかと思う。塚地委員がこれを言われていることは確かですので、これは載せますけど、ただここは意見として出たということですので、そこら辺が分かるような文言にしないといけないということだと思います。そこの部分を、委員長、副委員長にお任せ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 塚地委員 何を直すかが、妙によく分かってないんですけど。次のような意見が出ましたということで意見を列挙しましたー。
- 大石副委員長 ここは、あくまでも単に議事録を載せてるだけで、9ページの香美市のところにも係ってくるので。
- 梶原委員 委員長、よろしいですか。  
その下に、「上記の意見のうち(2)に対しては」という、先ほど上の発言をした同じ委員からということになってますけれども、ここにも私たちはその1人区の問題も抜本的な議論をして進めていくべきであるということも言ってますんで、そういうことをつけ加えてもらえますか。ちょっと調整してもらえますか。
- 大石副委員長 今、自分が提案したのはそういうことです。それでよろしいですか、香美市のところも。
- 梶原委員 はい。
- 弘田委員長 よろしいですか。
- 大石副委員長 共産党以外の会派の、この1人区のところに対する意見も、この「上記意見のうち」以降に盛り込むと。
- 梶原委員 そうです。
- 西内(健)委員 一方でとか、そういう文言を。
- 塚地委員 述べておられたら。
- 梶原委員 1人区に対する別の会派の態勢の、今の認識を入れてほしいということ。
- 塚地委員 認識ー議論されていたら、書いてください。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- 梶原委員 それは、抜本的に議論を、次の議会に議論すべきだということを言ってますので。
- 弘田委員長 そういうことでよろしいですか、前へ進めて。
- 梶原委員 「観点」が分かりにくいですよ。1人区は解消すべきという、実際意見ということで言ってもらったほうが、まだ見るほうも分かりやすいんですが、1人区の解消の観点とは何ですかということになりますので。
- 西内(健)委員 「観点」となると、全ての1人区の解消ということになる。
- 梶原委員 ここはあくまで、黒潮町選挙区を四万十市選挙区と合区するというところに、1人区は解消すべきという意見の下、こういうことを言っていたほうが、まだ分かりやすい。
- 弘田委員長 これ、後々誤解のないように、ここの部分は慎重にしておかないといけないので、誤解のないような文言に変えたいと。委員が意見として言ったことはきちんと載せますけど、後々誤解のないような文言に一文章を変えていくということをお願いします。  
ここの部分については、よろしいでしょうか。
- 塚地委員 「1人区の解消の観点から」っていうのは、私の意見として述べたことなんで、これは委員会の総意っていうふうには受け取る人はないと思いますけど。
- 弘田委員長 そこは意見の分かれるところで、この「観点」という字を見て、委員会の総意が既にここにあったんじゃないかというふうには取られるという、梶原委員からはそういうふうなことが出ています。委員会の総意ではないけれども、共産党からこういった意見が出ましたということはきちんと載せて、他党派からはこういった意見もありますよということが分かりやすいように、次の委員の人たち、それから一般の人たちが読んだときに分かるような形にしたいということですので、ここはこれでよろしいですか。
- 梶原委員 それを言い出したら、幾つかこう課題があって議論すべき問題があって、ただここだけ「観点」という言葉が出てきたら、じゃあ人口比例の観点からはどうなの、どの観点からはどうなるっていう、なぜここだけこの幾つかの課題を抽出して「1人区解消の観点」という言葉が出てきているのかが、私たちは議論してますけれども、そうじゃない議論をしてない方から見たら分かりにくい。分かりにくいのは、あくまで誰がどう見ても分かりやすいように説明をすべきでしょという、そういうことを言ってます。  
委員長、正副でちょっと文言を調整していただいて、また各党派へ示していただいたら。
- 塚地委員 そうしていただけたらいいですよ。
- 弘田委員長 これをのけたいとかいう意見ではないので、共産党の意見も加えて、ただしこの

#### R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

- ままでは、この部分が委員会全ての委員が認めたと、委員会の総意でこういうふうになってると取られかねんということですので、そうではないよということが分かるように。それからテープを起こして聞いてみて、きちんと書けるようなことを書いて、文書は後々の人が見て、誤解のないような文章にせんといかんということだと思いますので、そこら辺について、お任せをいただきたいと思います。
- 大石副委員長 梶原委員、すいません。そしたら7ページの、「次のような意見が出された」というところ、例えば、「次のような意見がそれぞれ出された」とかいう表現にしたら、その後係ってくるのが「それぞれ」になるから、問題なかったりしますか。
- 梶原委員 先ほど述べたように、今回の特別委員会で各項目に分けていろんな課題に対して議論してきたわけで、何かこうさっきも言ったように一つの言葉に、1人区ということだけに対して「観点」という言葉が出たら、見る人がすごく分かりにくいと思うんですよね。その選挙区の問題、人口比例の問題、いろんなことを議論してますんで、さっき言ったように全てこの観点からは、この観点からこう、というわけにもいかないし、その辺が私は1人区の問題に対してだけ、その「1人区の解消の観点から」っていう、決してその議論してないわけでもないし、抜本的に次の特別委員会で議論すべきでしょうということで大勢になってますんで。ここだけ、あまりこう言葉が限定的になってるということに対して、少し誤解を与えるんじゃないかなという思いで。
- 西内(隆)委員 梶原委員の話なんですけれども、報告書というのは、誰が見ても分かりやすい明瞭な内容でなくてはいけないと。一方で、ここにある黒潮町の意見については、塚地委員がおっしゃられた言葉のとおりなんだろうと思います。ただ、その「観点」という言葉が、判断の根拠となる一定の見解ということなので、ある意味その前提となるものの見方が、一定皆さん共有してるというふうに受け取られかねないので、「観点」というところを削ることによって、誰が読んでもそういう意見もあったという程度で理解いただけるような文言にされたらいいんじゃないかと私も思いました。それ以外のところで調整の必要があるという話は別として、この文については、「観点」というのを削ることによって、読んだ人がすっきりと分かりやすいんじゃないかと思います。
- 大石副委員長 それを、「この1人区の解消のためにこれを見直すべき」とか、そういうふうには。
- 西内(健)委員 それでいいんじゃないですか。
- 大石副委員長 塚地委員、それでどうですか。
- 塚地委員 結構です。
- 弘田委員長 そしたら、今大体意見がまとまったと思いますので、文言の細部については、委員長、副委員長にお任せしていただいて、この部分については、これで御了承願います。

(了 承)

#### R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長

次に、9ページからの「7 ただし書の適用」についてを、書記に朗読させます。

書記

##### 7 ただし書の適用について

今回、令和2年の国勢調査を基に、議員定数を現行の37人として試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）はそれぞれ1人減の「2増2減」となる。

また、香美市選挙区（現行定数1人）は宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区より人口が多く、土佐市選挙区（現行定数1人）は宿毛市・大月町・三原村選挙区より人口が多いことから、宿毛市・大月町・三原村選挙区または吾川郡選挙区にただし書の規定を適用し現行どおり2人とした場合、人口の逆転現象が生じる。

こうしたことを踏まえてこれらの選挙区について検討を行い、次のような議論がなされた。

（1）高知市選挙区について、中山間地域等の声を県政に届けるという議会の姿勢を体现するため、また中核市ということもあり現在の定数が定着しているという理由から、ただし書を適用して現行のとおり定数を15人に据え置くことで一致した。

（2）高知市選挙区の人口比例原則に基づく試算との差引き2人分をどの選挙区に配当するかについては、以下の意見が出された。

ア 宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区にただし書を適用し、現行のとおりそれぞれ定数を2人とする。

（その理由）

・人口比例原則に基づく試算では配当の順位は南国市選挙区、香美市選挙区の順だが、基礎自治体と県庁とのつなぎ役という県議会議員の役割を考えると、複数の市町村で構成されている選挙区は大事である。

・県庁所在地からの距離、面積の広さ等を総合的に考えるべき。

・人口逆転現象は課題だが、過去の例と同様に、一度の調査結果で直ちに見直すのではなく一旦人口の動向を見るべき。

イ 香美市選挙区及び吾川郡選挙区にただし書を適用し、それぞれ定数を2人とする。

（その理由）

・1票の格差をどうするかという考え方を基本とするべき。

・1人区の解消という観点から、現に複数区である南国市選挙区ではなく、香美市選挙区及び吾川郡選挙区に配当する。

・人口逆転現象を解消する上でもこうした対応が必要。

議論の中でイの意見を述べた委員から、1人区の解消及び選挙区ごとの人口は基本的に人口比で考えるべきという問題は、根本的な課題として今後議論していかねばならず、ただし書の適用で解決するのは困難との考えが示された。

これらの意見を踏まえ、協議の結果、選挙区ごとの定数については現行のとおりとすることで一致した。

以上です。

弘田委員長

御意見は。

#### R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

梶原委員	同じくそういう趣旨で、その「観点」という言葉を書き換えていただきたい。
弘田委員長	塚地委員、よろしいですか。
塚地委員	はい。
弘田委員長	そしたら、先ほど同様に、ここの部分についても、正副委員長で調整をさせていただいてよろしいでしょうか。  (異議なし)
弘田委員長	それでは、さよう決めます。 次に、10 ページから「IV まとめ」です。 書記に朗読させます。
書記	IV まとめ 以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討した結果、当特別委員会は県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数等について、以下の結論に至った。 1 議員定数は、現行どおりの 37 人とする。 2 選挙区については、現行どおりとする。 3 高知市選挙区（現行定数 15 人）、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数 2 人）及び吾川郡選挙区（現行定数 2 人）の定数は、公選法第 15 条第 8 項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。 当特別委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により国勢調査の人口速報値の公表時期が当初予定の令和 3 年 2 月から同年 6 月に変更されるという状況の下で設置され、時間が極めて限られた中で調査検討を行うことを余儀なくされた。 そうした中においても、郡部の声をいかにして県政に届けるかといった問題や 1 票の格差の問題等を軸に協議を重ねてきた。また、各市町村の人口推移の状況等を踏まえ、次期の協議の場を見据えた議論も行った。 本県においては、今後も当面の間人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われる。そうした中、次に議員定数や選挙区についての協議を行うときには、公選法の規定で強制合区を行わなければならない場合も含め、選挙区の在り方についての抜本的な議論を行う必要があるものと予想される。その際には、今期の協議でも示された、人口の少ない地域の意見を県政に適切に反映させるという、参議院の合区解消にも通底する問題意識、また小規模な基礎自治体と県とのつなぎ役など県議会議員が果たすべき役割、あるいは 1 票の格差の問題等様々な視点を持って多角的に議論を行い、地元の市町村長や住民の意見も聞きながら、十分な検討をしていく必要があると考える。 一方で、次回の国勢調査は令和 7 年 10 月に実施されるが、そのわずか 1 年半後の令和 9 年 4 月には一般選挙が実施される。議員定数や選挙区についての周知期間も必要となるため、予想される協議内容の大きさから考えても、次期の協議においては国勢調査の実施以前の早い時期に協議の場を立ち上げ、議論を行っていく必要がある。 以上です。

#### R4.2.8 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長

何か御意見はありませんか。

梶原委員

委員会の中でも、やはりかなり次期の特別委員会では、抜本的改革も含めて議論をしなければならないということが予想もされますし、そういう意味においては、議論自体はできるだけ、しかるべき時期に早くできるならしたほうが良いというのは大勢の意見だったと思います。ただ、逆に考えれば、先日のデータでも各市町村が出したその人口の目標値なんかも、あくまで期待値であるというところで、実際0.5を切る可能性の自治体が幾つも出てきかねないと。そういうことを考えたら、現実には即した議論というのにも必要になってくると思います。そういったときに、話もあったように、県の住民基本台帳の人口なんかも考慮をしながら、議論もできるだけ早くしなければならないという思いも一緒ですが、逆に現実には即して本当に改正すべき話をすぐ手前からできるかどうかといえ、そこは逆に人口動態の流れなんかも、すぐシビアに見なくちゃならないと。

それに対して、各基礎自治体の市町村長や住民の意見も聞かなければならないということも考えた上で、やはり最善は、せめて1年前にはある一定の速報値が出る自体が令和8年の春ぐらいになるということで、速報値が出ると同時にある一定の方向性というのは、次期統一地方選に影響がないように、せめて1年前には何らかの形で正式決定以前に、大体大まかな方向性というのが周知・広報できるような議論の進捗が望ましいと思います。

そういうことを考えたら、「次期の協議においては国勢調査の実施以前の早い時期に協議の場を立ち上げ」と言い切るよりは、「立ち上げる必要性や可能性も考慮し、しかるべき時期に議論を行っていく必要がある」というふうに、本当に現実には即した議論ができるような流動性を、少し持たせた書きぶりになったほうが良いのではないのかなと、そういうふうに思います。

弘田委員長

今、梶原委員から、タイムスケジュールとか、国勢調査の速報値が出るのも遅いし、協議は想定値で進めていくようなことになっていくから、なかなか現実に即せない部分が出てくるんじゃないかというふうな意見とともに、「国勢調査の実施以前の早い時期に協議の場を立ち上げ」とこの報告書案はなってますけれど、ここを少し柔らかく、現実に即した言い方に変えたらどうかという御意見であったと思うんですが、どうでしょう。

ほかに、御意見はありますでしょうか。

塚地委員

先ほどから1人区の、私どもの問題提起に十分な議論もされてないのでというふうにおっしゃっていただいてまして、抜本的な見直しの観点の一つとして、この10ページの下から2行目のところで、「あるいは1票の格差の問題」、できればその「1人区の是非」とかというような問題意識を私は送っていただきたいと思っていますので、「など」と入れていただくか、若しくは1人区の最大の問題は、やっぱり多様な意見が出されにくいという状況に問題があると思うので、「多様な意見の確保の課題」とかというような感じの、次に申し送る問題点を、一言書き込んでいただければいいんじゃないかと思っています。

梶原委員

細かい話をどこまで入れるかということにもなってきますので。

私たちも、いろんな意見はもちろん出てきますけれど、そこだけ突出して入れる



#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

んであれば、逆に私たちは1人区じゃなくて複数区になること自体が、規模の小さい市町村からはなかなか代表が出せないという、そこも多様な意見が出せないという観点からもとれますので、あまりそれだけを突出して具体の文言を入れるといったら、全体の課題、幾つもある選挙区の課題、人口逆転現象の課題、さらに強制合区の対象となる可能性の課題、いろんな課題になっていく一つが1人区、その解消は解消で、意見としてぜひおっしゃっていただけたらいいので。具体の最終のまとめに細かい話を入れ出したら、そのほかのこともとなりますので。それは、きちんと本当に議論すべきことですから、委員長のほうで全体のバランスを見て、まとめていただけたらいいんじゃないかなと思います。

塚地委員

この問題点として書かれているのは、ある意味地域性の問題が主体なんですけれども、やっぱり女性の問題ですとか、例えば障害を持っておられる方ですとか、県議会の多様性をどう確保するかっていうことは、定数特別委員会の中での選挙区割りにも大きな意味のあることだというふうに私は思っています。

1人区の問題も、そういう観点から問題提起を、地域性とかいう単純にその問題だけでなく、県議会が抱えている課題として、そういう問題の議論は必要。次の段階で、抜本的に議論するとなったら、そういう観点も含めた議論が必要なんじゃないですかというのがあって提案もしてきた問題なので、ぜひ次に申し送る課題の一つとしては、多様性の確保をどうしていくか、県議会として、というようなところの視点も持って、次に申し送っていただきたいなとは思いますが。

弘田委員長

塚地委員が言われたその多様性の問題なんですけれども、高知市とそれ以外と違いますか、人口集中してる所と人口が過疎地域と全然意味合いが違って来るんですよ。今、梶原委員が言われたような逆の問題もありますので、多様性を確保するためには、大きな選挙区よりは小さな選挙区で、それぞれの小さな声を聞き取って伝えていく、そういったこともあります。そこは、高知市の選挙区のことを入れると、また地方の選挙区も入れるということになりますので、そこはもう、例えば「様々な視点を持って多角的に議論を行い」という書き方を、10ページの1番下ですね、してますんで、そこで読めるんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうね。

塚地委員

なるべく問題点を分かりやすく次の方に申し送りをするとしたら、やっぱりそういう議論はしたらいと思うんですよ。

弘田委員長

委員長として意見は言うべきではないかもしれないけれど、そこを言うと私みたいな田舎の議員とですね、高知市の議員と全然違うー。

塚地委員

だから、そういう議論をするのは特別委員会なんで。

弘田委員長

ここで、「多角的に議論を行う」という言い方をしてますので、それに含まれておるということでよろしいんじゃないかと私は思うんですが。

塚地委員

それも含まれるんだということが分かるような申し送りにしていただかんといきませんよね。申し送りの中身として。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- 弘田委員長 ほかには御意見はございませんか。
- 下村委員 この中に出てくるその上に、5行目のところにありますように、「選挙区の在り方についての抜本的な議論を」っていうところで、僕は全て包含されてると思います。今、言ったようにいろんな問題、ここで話したことも含めて、もう自分も、自分の該当区になるんで、あまり発言もここではしなかったんですけど、やっぱり自分たちもいろんな思いを持ってやってるところもあるんで、そこはもうこの、この一言にですね、「抜本的な議論」というところで全て包含して、いろんな人の思いがまた次の機会には、そういう思いを持った人がこういう特別委員会の中で発言されると思いますんで、今回のこの特別委員会の結論としては、僕はこれで十分じゃないかなというふうに思います。  
以上です。
- 西内(健)委員 多様性という言葉も出ましたが、高知市と委員長がおっしゃったように、それぞれの高知市以外の地域でいうと、やはり小さい地域から1人の代表を出すっていうのも大事だと思います。多様性の観点という意味からすれば、10ページの下の方最後に、「問題等様々な視点を持って」ということが、まさにこれこそ多様性だと思って、多様性という言葉に特にこだわらずに、もうこの今のまとめで十分できあがっているんじゃないかなと考えるところであります。
- 塚地委員 よくはないですけども。全くよくはない。
- 弘田委員長 塚地委員の言われたことももともとですけど、ここで読めるというふうなことが大半の委員の皆さんの意見ではないかと。
- 黒岩委員 どちらにしても、次回の検討のときには、おのずと問題点が明らかになってくるのは間違いないので、これで十分じゃないですかね。
- 弘田委員長 大体御意見は出そろったようですので。
- 大石副委員長 この時点では、「結論に至った」ということなんで、一応委員会の総意として出すところなんで。さっきみたいに意見が両論あるところは、意見を載せてますので、議事録部分に。
- 塚地委員 私どもも、次いるかいもないかも分からない状況でもございますんで。
- 弘田委員長 その部分は、10ページの下の部分については案で行かしてもらおうとして、最後に梶原委員が言われた、「早い時期に協議の場を立ち上げ」、この言い方の問題なんですけれども、確かに早い時期にやらんといかんのだけども、難しいと思うんです。次の委員会は、想定値で議論を進めていかんといかんとか、いろんな制限の中で進めていかんといかんで、言い切るよりは少し柔らかめに、次に申し送ったらいいんじゃないかということではないかと思うんですが、言い回しが難しいですね。
- 西内(隆)委員 正副に委任。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

西内(健)委員	先ほどの案でいい。
梶原委員	実際、令和8年の4月、春ごろに速報値が出るという前提で、8年の春にはある一定のそこそこの結論は周知できるというのが望ましいということを考えたら、国勢調査の実施以前の早い時期に協議を立ち上げなきゃならないことは、実質ほぼほぼ決まっておりますので、「そういった早い時期に協議の場を立ち上げる必要性や可能性を考慮し、議論を行っていく必要がある」というような感じでいいんじゃないですかね。
弘田委員長	今、梶原委員が言われたのでどうですか。
梶原委員	「立ち上げを必要性、可能性を考慮し、しかるべき時期に議論を行っていく必要がある」というふうな感じで。
塚地委員	なぜ早い時期の協議なのかっていう、この文章に最初至ったのかですよ。最初――委員長、副委員長の取りまとめのときに、それはやっぱりこの今回の議論も、ちょっと時間が切迫し過ぎて、私どもが提案した1人区の是非の問題ですとか、県議会の在り方の問題ですとかいうようなことを、きちんともっと早くから積み上げていかないと結論に達しませんよっていうことになって、今回もやっぱり時間がないから時間がないからっていうことで、そういう議論が先送り先送りされてきたってということもあるので、結局また同じことの繰り返しになるっていうことは、いかなもんかなっていうのはあると思うんですよ。
梶原委員	いや、決して同じことではありませんし、国勢調査の速報値の出る以前からやる必要性は、もう皆さんわかっています。ただ、その強制合区の話なんかは、実際になるのかならないのかぎりぎりの線を言われるように、何年も前からやってもなかなか現実に即した議論ができるかどうか。そういったことも踏まえて、さっき言った1人区の問題、選挙区の問題、ただし書の問題、全てのことをきちんと時間がないというんではなしに、議論をできる時間をとってやるべき時期にやりましょうということの1番適切な表現はどうかなと思って、先ほど私は提案をさせていただきました。決して時間がないために議論ができないということは、絶対ないと思います。実際、本当に現実に即した1番いい議論ができるしかるべき時期に立ち上げるのが必要でしょうということを正式にお伝えをしたいという思いで、提案をさせていただきました。
塚地委員	そのしかるべき時期というのは、速報値が出されるときという考え方かどうかという――。
梶原委員	速報値が出されるのは8年の春なので、そのときには逆に統一地方選挙の1年前ですから、ある程度の結論を正式決定じゃなくても、次の統一地方選に影響がないように、広く県民に周知できるのが1番望ましいと。であるならば、その前から特別委員会はやる必要があるんで、言ってることは全く違いはありません。せめて、1年前には何らかの形を示すべきじゃないかと、そのために1番いい時期は何なのかということ、次期の特別委員会の立ち上げの時期は、皆さんで考えたらいいんじゃないですかということです。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

- 弘田委員長 ちょっといいですか。今回の特別委員会の時間がなかったのは、国勢調査の速報値、これを待ってスタートしたから、こういう本当にタイトな状況になったんで、ここには「次期の協議においては国勢調査の実施以前の早い時期に」ということなんで、ここは「協議の場を立ち上げ」とこう言い切ってますけど、ここを次の委員になるであろう人たちに、必要性とか可能性をきちんと分かってもらってというふうな文言に変えたらどうかというのが梶原委員の御意見だと思いますね。
- ですから、どうしてもこの結論は、今回もそうなんですけど、1年間の周知のためには、どうしても次回は速報値と同時ぐらいに結論を得るような感じになるんじゃないかなという予想がされます。そこに向けて、この委員会が次回の早期に立ち上げできるのではなくて、必要がありますよということを次に申し送るみたいな、そういった文言に変えたらどうかという意見だと思うんですが、そこら辺はどうでしょう。
- 塚地委員 この文言で、何が駄目なんですか。「実施以前の早い時期に協議の場を立ち上げ、議論を行っていく必要がある」というのが、私たちの認識ですよ、今。
- 弘田委員長 我々がそこをきちっと早くせよと言うんじゃないで、早い時期にせんといけませんよということは、ここで言っているわけですから、その時期については――。
- 塚地委員 言い切りを――。
- 弘田委員長 言い切りを少し柔らげる。
- 塚地委員 柔らかくすると。
- 大石副委員長 梶原委員からお話もありましたけど、その「必要」ということがちょっと何回か出てくるので、例えば「早い時期に協議の場を立ち上げることを検討するなど議論を進めていく必要がある」とか。
- 梶原委員 趣旨はそういうことですので、後は正副委員長にお任せします。
- 弘田委員長 ということで、よろしいですか。
- 大石副委員長 今のでよろしいですか。
- 塚地委員 協議を始める――。
- 大石副委員長 協議の場を立ち上げることを検討するなど、議論を進めていく必要がある。
- 塚地委員 いいです。
- 弘田委員長 それでは、今、大石副委員長が言われたその部分は、訂正をさせていただきます。特別委員会の報告書の全ての案文の確認が終わりました。報告書については、修正があった箇所については、御協議いただいた内容のとおり正副委員長で調整をし

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

て、細部の文言調整については、正副委員長に一任で御異議はありませんか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決めます。

### 2. 委員長報告について

弘田委員長 次に、委員長報告についてであります。  
事務局に案を配付させます。

(事務局、案を配布)

(弘田委員長、退室)

大石副委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいま御協議いただきました内容とさせていただきます、最後の文言調整は正副委員長に一任いただくということでいかがでしょうか。

(異議なし)

大石副委員長 それでは、さよう決めます。

### 3. その他

大石副委員長 最後に、その他で何かございませんか。

(なし)

(弘田委員長、入室)

弘田委員長 それでは、本日の協議事項は以上であります。  
これをもちまして、本特別委員会も終了となります。御協力ありがとうございました。

議員定数問題は、それぞれの選挙区、地域で本当に意見が違って、取りまとめるのは本当に大変なことでありますし、今回は期間も短かったということがあり、大変苦労した訳なんですけれど、これも委員の皆様がきちんとした御意見を出していただいて、そういったおかげでまとめることができました。本当にありがとうございました。

次の委員会に引き継ぐ申し送りもあるんですが、やはり我々の活動は、それぞれ地域の皆様の思いや住民の皆様の思いをきちんと県に伝え、そしてそれを国に伝え、実現をさせていくという、そういったことは各党派全て一緒じゃないかというふうに考えています。そういった意味で、我々一人一人立場を明らかにして、話ができただことはとても有意義なことであったと思います。この2月議会の最初に、この報告をさせていただきますが、皆様の御意見をきちんとお伝えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当にありがとうございました。

#### R4. 2. 8 議員定数問題等調査特別委員会

大石副委員長

私も、途中からの就任でばたばたしましたが、安定した弘田委員長の下で、無事に運営をすることができました。感謝申し上げたいというふうに思います。

そして、大変難しい課題でありましたが、今日はいろいろ議論ありましたが、最終的には全会一致で採決もせず、しっかりとこの委員会の意見を取りまとめたのは、委員の皆様の御協力のたまものだというふうに感謝を申し上げます。そして最後に、この報告書を作るに当たりまして、事務局の皆さんに大変御尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、また最後の一仕事をお願いして、副委員長の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。